

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」 環境省



環境省は平成16年8月16日、廃棄物処理法施行令と施行規則改正案を公表し、この案について16年9月8日まで意見募集を行うこととしました。

今回の改正のうち、第159回国会で成立した廃棄物処理法の改正内容に対応した措置としては、(1)不適正処分が増えている硫酸ピッチの保管・収集・運搬・処分基準の設定(2)事故が発生した場合、都道府県への届出などの措置を講じなければならない廃棄物処理施設の指定、(3)廃棄物処理施設の設置許可申請時に生活環境影響調査書を添付しなくてもよい特例についての規制整備が行われました。

またこれ以外にも(4)産業廃棄物収集運搬車での産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し備え付けと許可番号表示の義務化、(5)最終処分場での年1回の残余容量把握と記録・閲覧の義務化、(6)最終処分場の規模要件撤廃前に設置されたミニ処分場での廃棄物埋立処分基準の具体化・明確化など不法投棄防止措置、(7)油化施設・炭化施設の処理基準の明確化、(8)製鋼用電気炉など既存の製造設備を活用した廃棄物焼却施設の構造・維持管理基準の合理化、(9)ダイオキシン類濃度基準を満足しているが、現行の設備基準に適合していない休止小型廃棄物焼却炉を活用するための処理基準の見直し、(10)管理型最終処分場のほう素、ふっ素、アンモニア、硝酸・亜硝酸化合物の排水基準の見直しなど廃棄物処理施設の規制合理化措置が盛り込まれています。

資料:2004年8月16日付 EIC ネット 国内ニュース

機器分析箇所 豎山 由美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

